秋穂町広報

秋穂町役場発行
山口県吉敷郡
秋穂町（電話4番）
編集人 片岡 弟
印刷所 国次印刷所

昭和三十五年度一般会計歳入歳出予算について

一、予算編成の基本方針

昭和三十五年度予算編成に当つてはしかり歳入歳出とも一応現行制度を前提とし、やむを得ない事情によるものは格別、原則として十五年度予算編成について の内知に基き諸事項の指針を策定に努める。

本予算に於て新規施策は

一、社会福祉及衛生諸の整備

二、堀出発電所の設備の調査開発

三、商工業振興事業の調査及び促進

四、道路の整備

五、奨学資金制度の設定等を織込み先予算に財政の堅全性の保持に努める。

第二に歳入歳出の推移状況に対し財政負担も重計を慎重に当つてはしかり歳入歳出とも一応現行制度を前提とし、やむを得ない事情によるものは格別、原則として十五年度予算編成について の内知に基き諸事項の指針を策定に努める。

第三に国の方針即ち昭和三十五年度予算編成について の内知に基き諸事項の指針を策定する。

二、歳入の大要説明

歳入総額六二、六三四千円

このうち税収については、昭和三十四年度における制度改正の平年度化及び三百年の歴史を持つ本町の主要産業である製塩事業の閉鎖に伴う減収等慎重な検討を加え算定し、地方分付税において税の伸びに伴い自然増収その他を勘案し又負担金分担金については、年度間差額とならないよう格段の注意を払つており、国庫支出金、県支出金は各々町財政負担を伴うので、その歳入も自から限度があるので基本方針に則い策定、地方債については起債事業に限り然も国の地方債計画枠は本町の償還能力等も考慮して計上してあります。一般財源と特定財源に大別した場合次のとおりであり、歳入歳別予算額は別表一のとおりであります。

一般財源	
町税	一九、四二二千円
地方分付税	一七、五〇〇千円
使用料及手数料	六三二千円
雑収入	一四千円
計	四二、九八一千円
特定財源	
国庫支出金	九、〇七二千円
県支出金	二、八五二千円
負担金及分担金	二、三一八千円
寄付金	一五二千円
町債	二、〇〇〇千円
繰入金	五、五〇〇千円
繰越金	一七七千円
計	九、八一七千円
合計	六二、六三四千円

歳出総額六二、六三四千円

このうち義務的経費は、地方公共団体の財政運営上、特定財源による支出になりますが、国庫及び県支出金、町債負担金及び分担金等の所謂特定財源による支出が一、九、六五三千円となつて居り、税収、地方交付税、雑収等の一般財源による支出が四二、九八一千円となつて居ります。この一般財源を特定財源に対する義務負担支出と一般支出に分別した場合、前者に於て四、八九二千円であり、一般支出二、八九千円であります。この支出総額を更に消費的経費、投資的経費に大別した場合、人件費、物件費等消費的経費二、八二二千円、公債費、恩給費、社会福祉費、生活保護費、清掃費、機関等消費的経費五、四四〇千円、その他一二、六三二千円に分別出来ます。各支出の歳別予算額は別表のとおりであります。

三、歳出の大要説明

款	歳出予算額
1 議会費	1,535,700
2 役場費	11,053,070
3 消防費	995,610
4 土木費	13,966,100
5 教育費	7,807,500
6 社会福祉費	9,580,020
7 保健衛生費	679,420
8 産業経済費	6,390,310
9 財産費	46,500
10 統計費	25,200
11 選挙費	246,700
12 公債費	5,440,250
13 諸支出金	4,574,000
14 予備費	294,550
合計	62,634,930

昭和三十五年度 第一回定例議会提出議案

議案第二号 原案通り可決
秋穂町奨学資金貸付条例

議案第四号 一部修正の上可決
秋穂町使用料手数料条例

議案第五号 原案通り可決
秋穂町職員定数条例の一部を改正する条例

議案第六号 原案通り可決
秋穂町消防団条例の一部を改正する条例

議案第七号 原案通り可決
職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例

議案第八号 原案通り可決
秋穂町消防団条例の一部を改正する条例

議案第九号 原案通り可決
秋穂町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

議案第十号 原案通り可決
山口県市町村共済基金組合の設置について

議案第十一号 原案通り可決
物件処分について

議案第十二号 原案通り可決
小型自動車の購入について

議案第十三号 原案通り可決
昭和三十五年度一般会計歳入歳出予算について

議案第十四号 原案通り可決
昭和三十五年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算について

議案第十五号 原案通り可決
昭和三十五年度融資住宅特別会計歳入歳出予算について

議案第十六号 原案通り可決
昭和三十四年度一般会計第二回歳入歳出補正予算について

議案第十七号 原案通り可決
昭和三十四年度国民健康保険特別会計第一回歳出補正予算について

議案第十八号 原案通り可決
一時借入について

議案第十九号 原案通り可決
起債について

議案第二十号 原案通り可決
町税減免について

議案第二十一号 原案通り可決
議員提出議案第一号
議員の報酬加算の復元について

＝定例議会＝

＝部行執会議定例＝

昭和35年度一般会計歳入歳出予算 単位 円

別表 款	歳入予算額	別表 款	歳出予算額
1 町税	19,420,000	1 議会費	1,535,700
2 地方分付税	17,500,000	2 役場費	11,053,070
3 使用料及び手数料	14,000	3 消防費	995,610
4 国庫支出金	2,318,800	4 土木費	13,966,100
6 県支出金	630,000	5 教育費	7,807,500
7 負担金及び分担金	9,073,050	6 社会福祉費	9,580,020
8 寄付金	3,852,080	7 保健衛生費	679,420
9 繰越金	150,000	8 産業経済費	6,390,310
11 財産収入	5,500,000	9 財産費	46,500
12 雑収入	2,177,000	10 統計費	25,200
13 町債	2,000,000	11 選挙費	246,700
		12 公債費	5,440,250
		13 諸支出金	4,574,000
		14 予備費	294,550
合計	62,634,930	合計	62,634,930

昭和35年度融資住宅特別会計歳入歳出予算 単位 円

款	歳入予算額	項	歳出予算額
1 融資住宅料	205,300	1 住宅建設費	191,320
1 住宅家賃	184,300	1 住宅費	191,320
2 雑収入	20,000	2 予備費	13,980
3 繰越金	1,000	1 予備費	13,980
歳入合計	205,300	歳出合計	205,300

昭和35年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算 単位 円

款	歳入予算額	項	歳出予算額
1 町税	4,555,000	1 役場費	1,126,280
6 使用料及び手数料	10,000	2 保険給付費	6,887,730
7 国庫支出金	2,730,590	3 保健施設費	318,470
8 県支出金	19,130	4 公債費	10,000
10 繰入金	1,060,000	5 諸支出金	294,100
12 雑収入	323,100	6 予備費	61,240
歳入合計	8,697,820	歳出合計	8,697,820

町役場の機構

町役場の事務を遂行するため分課を設置しております。

この課制を守るのは町議会の議決あるのは出先まで。そこで三月の定例議会にこの課制を一部改める事を提案しましたのであれました。課制改正の後、主な事務は四月一日から次のようになります。

総務課
住民課
税務課
産業課
施設課

(一)総務課
(一)職員の進退及び身分に関する事項
(二)議会及び町の行政一般に関する事項
(三)町の歳入歳出予算その他財務に関する事項
(四)町有財産の管理に関する事項
(五)統計及び条例の立案に関する事項
(六)消防に関する事項

住民課
(一)戸籍、住民登録及び届出に関する事項
(二)印鑑に関する事項
(三)社会福祉及び社会保障に関する事項
(四)国民年金及び国民健康保険に関する事項
(五)保護及び生活に関する事項
(六)その他厚生に関する事項

税務課
(一)町税の賦課徴収に関する事項
(二)土地家屋台帳に関する事項
(三)その他税務に関する事項

産業課
(一)農業、工業、商業、水産業、林業及び木材業に関する事項
(二)その他産業に関する事項

施設課
(一)道路及び河川に関する事項
(二)港湾及び漁港に関する事項
(三)建築に関する事項
(四)住宅地に関する事項
(五)その他土木に関する事項

今回改められた主な点は従来の厚生課を住民課となり戸籍事務、転入、転出及び食糧の事務、住民住の事務等は総務課から住民課に変ります。

滞納町税は一日でも早く完納いたしましょう。
遅れると余分の延滞金等が加算され負担がふえることになります。

農村漁村住宅建設資金特別貸付について

昭和三十五年度に於ける農山漁村の住宅建設に対する、住宅金融公庫の貸付方針が、左記の通り、決定されることになりましたので、御希望の者は町役場窓口で受付けますから御申込み下さい。

尚この度建築基準法改正に伴う、建築着工届の提出に（新築・増築）について従来施工者（大工）より着工届が提出されておりましたが、今後は、建築主より提出して戴く様になりました。現在まで第二回の提出が多くありましたが、工事完成手続きされる場合は必ずお忘れなく提出願います。詳細は役場窓口で問合せ下さいます。

住宅金融公庫の申込み受付時期になりました。

期間　35年4月7日～4月20日頃迄（新築）
　　35年4月27日～7月15日頃迄（増築）

申込まれる方々へ下記の通りの要領です。

	①個人住宅の新築	②個人住宅の増築
趣旨	自分の家を建てたい人に長期低利の資金を融通して住宅建設を促進する	自分の家を増築したい人に低利資金を融通して過密居住を緩和する
融資対象 ①貸付を受けられる者 ②貸付を受けられる行為	一般個人 自家の新築及びそれに必要な用地の取得（新築住宅を自家として購入する場合も含む）	一般個人 自家の増築（建て増し及び模様替により住宅部分の床面積が増加すること）
融資をうけられるための条件	(イ) 住宅に困っている人で同居（予定）家族が1人以上あること (ロ) 頭金（自己負担金）及び建設用地の準備があること (ハ) 収入月額が償還月賦金（初回）の6倍以上あること (ニ) 申込人と同等以上の資力のある連帯保証人があること	同左 （大体新築の場合の条件に等しい）
融資される建築の構造、規模等	(イ) 専用住宅の場合は9坪以上30坪まで (ロ) 併用住宅の場合は、店舗、事務所等の部分の面積が住宅部分の面積より広くないこと (ハ) 公庫の融資住宅建設基準に適合すること	(イ) 既存住宅と増築部分を含めて、増築後の住居部分の延坪数が9坪以上36坪以下であること (ロ) 構造、空地割合等が建築基準法に適格であること
融資される坪数	1戸当り20坪迄（木造防火構造は16坪まで）（敷地も必要な場合は50坪まで） （昭和34年度においては融資希望坪数を13坪以下、16坪以下、20坪以下の如く区切って申込をうけつけます）	1戸当り2坪以上9坪未満 （但し既存住宅が公庫の融資住宅である場合は前回と今回の融資坪数の合計が20坪まで）
融資条件 ①償還限度額	(1) 耐火構造 建設費用地費の7割5分	(2) 簡易耐火構造：同左　その他の構造（木造等）：同左
②利率（年利）	5分5厘	同左　同左　5分5厘
③償還年限	35年	25年（北海道は30年）　18年

建設費の
　建て増しの場合7割
　模様替の場合3割5分

当初の償還元利金が1ケ月3,000円前後になるようきめた期間（2年～12年）

受付金融機関は山口銀行山口支店（山口市中市）
又は山口県労働金庫（山口市道場門前）

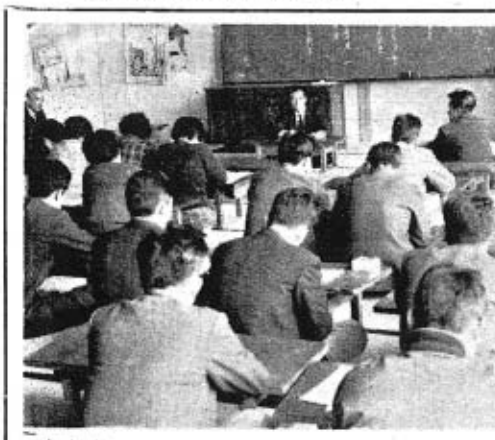

第2回秋穂町青年団指導者養成講習会終る

此の度、町青年団活動を尚一層活発にするために青年団指導者養成講習会を開きました。

が、二十八名の人々が熱心に受講せられました。今後はこの人々によって青年団の中堅人物となり現在の青年団を尚一層浄化育成して戴く事が最良の策と考えます。町民各位に於かれましても尚一層の御協力をお願い致します。

第二回秋穂町青年団指導者養成講習会

一、趣旨
町内青年相互の親睦を厚うし社会人の育成を期し今後の青年団活動の指導者を養成する目的とする。

一、主催　秋穂町青年団、秋穂町公民館
一、後援　秋穂町青少年補導会
一、日時　昭和三十五年三月十九・二十日（土、日曜日）（一泊二日）
一、会場　秋穂町小学校
一、参加者　各区補導会長、各支部青年団長（指導で明女を問わず三名以内、各区共選挙のこと）
一、経費　受講費（写真、副食）一五〇円
一、携行品　筆記用具、寝具、毛布一枚、手拭、洗面具その他講習会に必要な物
一、申込期日　三月十五日　午后四時迄
一、申込所　秋穂町公民館内青年団事務局
一、お願い　講習期間中は原則として合宿とする。但し止むを得ない事情のある者は二日限りであらす。
一、日程　左図の通り
一、受講者　二十八名
一、分科会　三分科会、各班共班長、司会者、書記を選出、各問題を討議

19日（土）

6時	開会、体操、清掃
7	朝食
8	討議方法説明と実践
9	
10	分科会
11	
12	昼食、レクレエーション
1	
2	総合討議
3	
4	受付
5	開会式　説明　紹介　自己紹介
6	夕食
7	レクレエーション　歌唱指導　講話
8	講演
9	フォークダンス
10	フイルム　フォークダンス　就寝

20日（日）

6時	起床、清掃、体操
7	朝食
8	討議方法説明と実践
9	
10	分科会
11	
12	昼食、レクレエーション
1	
2	総合討議
3	
4	講評式　省察会　撤収
5	閉会式　記念撮影　解散

1、団員の職業について
ロ、学習活動のレクレエーションか
イ、女子活動の活発化について
ロ、支部活動の在り方について
イ、計画の立て方について
ロ、部団体との関係について
2、同
3、同
一、助言者　三名

援後法未裁定者と恩給（公務扶助料）の時効関連について

このことにつきましては援護法（遺族年金）の裁定にかかわりなく公務扶助料未請求者は、恩給法の時効が成立したとき請求権が消滅するので、次に該当する方は昭和三十五年七月三十一日までに公務扶助料の請求手続をして下さい。

(1)該当遺族
昭和二十七年四月前に死亡した軍人又は恩給法上の軍属の遺族で、昭和二十七年四月一日遺族年金又は弔慰金の受給権を有し、かつ昭和二十八年八月一日恩給法（公務扶助料）の受給権及びその権利者と生計関係があってこれを受ける資格を有する者

(2)公務扶助料請求書の提出を要するケース
(イ)援護法裁定後提出するよう指示され遅延されている公務扶助料請求書
(ロ)現に遺族年金、弔慰金を請求中のもので、裁定未了のもの（弔慰金としての遺族国債又は遺族年金証書を受けておいでにならない方）
(ハ)既に遺族年金、弔慰金の請求を却下され、これを不服として不服申立を提出中のもの　年金係

婦人週間が来ました

今年の婦人週間の目標は婦人の地位の向上をはかるための特別運動として、毎年国で「婦人週間」を展開していますが、今年も例年の通り四月十日から十七日まで一週間行なわれます。

今年の週間では婦人生活時間を自由時間にし、自分のためにみんなのしあわせのためにという、スローガンで生活時間をとって自由時間としての意義を強調してゆくことになっています。

これは婦人が自主的な意義と態度をもって日々の生活を営むことは婦人の幸福ばかりでなく、家庭、職場、社会全般の進歩発展のためにたいせつなことであるし、とくに世の中のめまぐるしい移り方にともなって婦人の考え方、生活様式の面にもかなりの変化がおこってきている今日、婦人が生活の時間的な面において主体性をもって生きることが婦人の地位の向上に重要な意味をもつものと考えられるからです。

すなわちどのように生活時間の設計をしたらよいか生活の時間のなかに自分のものとして自由につかえる時間を婦人が充分にもっているかをこの際考えていただくとともに婦人が積極的にその生活時間をアレンジし機能的に日々の生活を営むことをうながしさらに、自由時間を確保充実することにより、自己をふかめその上まわりをゆたかにするために生かしてつかってゆこうという趣旨にあるのであります。

町広報係

「よろこびと」「かなしみ」

◇出生の部

十二月中の出生

出生児	父	続柄	部落名
山本明子	安治	二女	西天田
広中妙子	正義	二女	花香南
武田洋行	賢一	二男	花香南
田中義久	彦生	長男	黒潟北
山本登	[illegible]	二男	北条
支田泰夫	義男	二男	花香北
堀川明美	勝	長女	浜中
安光和子	喜祐	長女	先吉
原田美代子	武郎	長女	本江町
福田敏江	昌博	二女	大河内南
宮本義治	義雄	長男	大河内南

◇婚姻の部

夫	妻	部落名
江藤喜久夫	[illegible]	浜内
広中トシ子	[illegible]	防府市
上田美智雄	先ル子	防府市
田村勲	東	防府市
秋里順子	[illegible]	本町
議部大野幸一	幸子	花香南
議本百合雄	浦崎ユキノ	徳山市
浦崎ユキノ	屋	徳山市
中川治雄	大生	徳山市
原田スマ子	和吉	徳山市
議部上出商男	宮ノ原町	秋穂西
福原喜久代	久美	天田島
福江芳明	且	秋穂西
藤井孝義	山口	秋穂西
安光信代	戸市	秋穂西
小林利雄	高梁	秋穂西
高梁節子	内	秋穂西

◇死亡の部

死亡者	年令	部落名
安井長治郎	八一才	宮ノ貝
伊藤クニ	七九才	金山橋
村田シナ	七一才	中野
寅山マツ	七九才	花香北
上田岩吉	五三才	中道
浜本万蔵門	五一才	浜内

検察審査会とは？

◇新しい憲法のもとに日本の政治が開始されるため、いろいろの民主的◇
◇な、新しい制度が生まれました。検察審査会もその新しい制度の一つ◇
◇で、これは司法の民主化という大きな使命をもって生れました。わたくし◇
◇たちの中から選ばれたもので、国民の意見を検察庁のしごとのうえに◇
◇反映し、これを監視するのが検察審査会です。◇

検察審査会のしごと

犯人を裁判にかけるのは検察官だけしかできません。それは憲法にはっきりと定められているのです。ですから検察官がいいかげんな捜査をしたり、証拠を隠したりすることは絶対に許されません。

また検察審査会には、検察官の仕事のやりかたが適当であるかどうかを審査する権限があります。

検察審査会は、検察官が捜査した結果、起訴すべきものと認めたものは相当数あり、これによって検察官が裁判にかけることを決定したものが、二五八件あります。そのうちは検察庁が仕事のやりかたを改めるよう検事正に勧告した事例も数多くあります。

このように検察審査会は活発に活動しております。もし悪者に手を取られたりしたかって被害をうけたり検察庁がしっかりやりかたに不満のある方がありましたら、遠慮なく事務局まで御相談にお出で下さい。

わたくしたちの手で民主的な検察を育てましょう。

山口地検検察審査会事務局

× × ×

岡山検察審査員の仕事は？

「甲野は青物商を営む実直な商人で市場同業組合の信用あつく消費者達の気うけも良く毎日自転車で注文取りや商品の配達に得意先を駆け廻り勤勉に働いていた。家族は母子、一枚棒の一人子「二郎」と二人の平和な生活であったがある日家事や母の病気のため、検察官は甲野を不起訴処分にした。ところが市場の同業者内野は甲野の情と無謀な運転手、野々宮の同情と無謀な運転手、野々宮の不起訴処分がなつとくできないとして検察審査会に審査の申立をさせた。検察審査会では審査員を集って会議を開き、野々宮の他の証人から事情や説明を聞いたところ甲野は平素から酒を通らなかったことから同人の友の話で判ったので審査員は相談の上事故現場や協商の状況を見聞し附近の人の話を聞いて事故当日その協議は一部工事中のため自転車道は通行できなかったことが判明した。更に面記内野の巧力により新しい証人として現われた他の自動車運転手Aの供述により甲野が自転車で通行していたところを野々宮のトラックがぶつかったことが判明した。

検察官が更に調査を進めて甲野が過失傷害罪として起訴し其判決の結果は無罪となった。

そこで審査員は最後の会議を開き協議した結果不起訴処分は相当でなく裁判所に起訴すべきものと議決して検察官に申し入れた。検察官は審査員の議決にもとずき再調査の結果、甲野が過失傷害罪として起訴し裁判の結果有罪の判決が言渡された。

検察審査会は国民の中からくじで選ばれた十一人の審査員が集り物因審判や問題人の供述や専門家の助言を求めて検察官の不起訴処分について審査をし、その結果検察官に対して検察官に申し入れ再考を促す極めて民主的な制度であります。

検察官が更に調査の結果起訴した事例は、昨年度は御殿初年度のことでもあり慎分時期的に遅を要しますので早急申請出される様お知らせ致します。

記

一、目的

吉敷郡の海外発展のため移住協会の農工商業会において中堅者となる人材を育成することを目的とする。

二、研修所

群馬県吾妻郡嬬恋村

三、期間一ケ年

四、募集手続

二月二十五日と三十日まで園芸書類　山口県海外移住協会（県農政課）

五、応募資格

短期大学卒以上、これと同等以上の学力を有する認められる満十九才以上三十才未満の身体強健な男子であること。

詳細の点については町公民館へお出下さい。

（秋穂町公民館便り）

海外移住研修生募集について

此の度び日本海外協会連合会において、海外移住研修所を創設しひろく有為の青壮年を研修訓練の上渡航せしめて、近き将来各移住地社会の中堅となり或いは指導者となってその発展に養成しめることとなりました。

就いては本年度は御殿初年度のことでもあり慎分時期的に遅を要しますので早急申請出される様お知らせ致します。

記

一、目的

吉敷郡の海外発展のため移住協会の農工商業会において中堅者となる人材を育成することを目的とする。

二、研修所

群馬県吾妻郡嬬恋村

三、期間一ケ年

四、募集手続

二月二十五日と三十日まで園芸書類　山口県海外移住協会（県農政課）

五、応募資格

短期大学卒以上、これと同等以上の学力を有する認められる満十九才以上三十才未満の身体強健な男子であること。

詳細の点については町公民館へお出下さい。

（秋穂町公民館便り）

「奨学制度」始まる

此のたび秋穂町に将来世の中に役立つ立派な人物で優れた素質を持ちながら家の経済的な事情で高等学校と専門学校に進学し修学が困難な人たちに学資を貸付けて有為な学生の育成を目的とする奨学制度が新しく出来ました。

○奨学生は

伊佐町に本籍の者、又は引き続き一年以上居住する者で、品行方正、身体強健で向学心に富んだ将来有為な学生であって、経済的な理由から修学が困難な者。

○貸付金額は

月額一、〇〇〇円で在学する高等学校の正規の期間（三年）学校長を経て申します。

○脳出の手続

伊佐町教育委員会に用意してある所定の書類「奨学生願書」、学校長の推薦書に記入して学校長に提出する。

○奨学生の義務

奨学金の返還の義務は卒業者の就職の日から制限は後一年以内に在学中は高等学校に学生成績及び教育委員会に報告しなければなりません。

○その他

なお、詳しい御問合せは教育委員会へ。

（伊佐町教育委員会）

認められる者を高等学校長が推薦したものから十五年度は五名程度採用します。

○貸付金額は

月額一、〇〇〇円で在学する高等学校の正規の期間（三年）学校長を経て申します。

○脳出の手続

伊佐町教育委員会に用意してある所定の書類「奨学生願書」、学校長の推薦書に記入して学校長に提出する。

○奨学生の義務

奨学金の返還の義務は卒業者の就職の日から制限は後一年以内に在学中は高等学校に学生成績及び教育委員会に報告しなければなりません。

○その他

なお、詳しい御問合せは教育委員会へ。

（伊佐町教育委員会）

戦歿者の過去帳

遂には日清日露戦役から、大東亜戦争までの貴い戦死者或は軍人による死亡者の過去帳が後星霜の経月で尊い英霊の事跡も不明の状態になって居りますので、今回秋穂区教育委員会の発案により戦歿者の過去帳を京都区民

徳美

去る一月、下村区松本与七郎氏御令閣下が戦死されました際、遺族より故人の遺志として金典政届けて下さいました。

しの様一金入子

氏御令閣下は出征されました際、遺族より故人の遺志として金典政届けて下さいました。

町社協に寄せまして、故人の遺志を汲び、その高志を尊重し、広く有意義なる福祉事業に使用させていただくことを有難く受領致しました。

秋穂町社会福祉協議会

告知板

異動には届出を

国保保険証の取扱い

国民健康保険の被保険者は次のような場合はその日から十日以内に届出なければならないことになっています。

出産＝出産費として五百円が給付されます。

転入＝転出の住所を移転する場合は届出が必要です。また被保険者である旦那さんが、どんな大学に入学されて町外へ出られたときも届けて下さい。その方には別の被保険者証を差し上げます。

就職＝就職した事業所の保険証を添え届け出て下さい。

退職＝退職した事業所の保険証を添え届け出て下さい。

保険証は大切に

国民健康保険証はもし病気などになったときは十割で治療の受けられる大切な手帳です。ちょうど最近この保険証を紛失される方が大変多くなっています。保険証を他に使用され世の親者を受けることもありますから、家族に注意してください。もし紛失したりなくしたときは今日中に出、再発行をお申し出下さい。

3月20日開園
徳山動物園
徳山公園内

のびゆく森林資源の保護森林火災の警防を？

さて、やっかいなことに、前から一番を二年間山林、火災の七割を占めています。その原因をみるとたき火の不始末が、四割、たばこの元の火に注ぐ割合は四割強かの

春休みと子ども

この際地域組織つくりえ

心のゆるみが不良化えの道

春休みというと、卒業式や修了式を終ったという安心感と、就職進学前のひと休みというような気持ちも手伝ってか、また花聞き、鳥うたうという春の陽気さも手伝ってか、青少年の非行の問題や、交通事故も急に増加してきます。子どもの指導に当って、終ったという安心感を与えることは心のゆるみを起させ、それがきっかけとなって、希望に輝く前途を誤らせることもありますので、物ごとが終ったということの喜びを与えるとともに、次えの希望と、それに対する必要な準備をさせなくてはなりません。では、こうした問題をもっとくわしくみてみましょう。

修了者に対しては

一つの学年を終って次の学年と進むということの春休みは、ひとがいろいろ考えることがたいせつでしょう。この組織もこれから新たにというのでなくこれまである子ども会活動を活発にするとか、あるいは子どもたちに健康で危険のない遊び場を与えるとか、その方法はいろいろあります。なにはともあれ地域の子どもを持つ親も持たない親も、地域の子どもとしても、力をあわせて育てるという心構えになることだと思います。

卒業者に対しては

小学校、中学校、高等学校の卒業生は県下に九万六千人からおります。

これらは卒業式と同時に学校の手から一時的に離れた形におかれます。そして家庭でもこの時間だけは学校とは関係ないものだと思ってしまうようなことは、家庭である程度のことは大目に見てやらなければならないかも知れませんが、全くの野放しも大きな過ちをおかす道と続いていることを考えなくてはなりません。一度道のはいった子どもは、なかなかもと通りに引きもどすことは困難です。

親子でよく話しあおう

こうした子どもたちのゆつくりした春休みを利用して、これからさきの希望や、それをなしとげるための心構えなどについて、ゆつくり話しあい、安心して四月から出発できる心の準備をさせつでしょう。

地域で生活指導組織を

春休みは万事が自由なため、子どもたちも浮かれやすい季節となります。また多くのひとびとの出入りも多いために、そうした人の影響も子どもたちにはかなりあると見なければなりません。そのような影響から子どもたちを守るためにもまた、生活の内容を豊かにさせるためにも、地域の方々がこぞって子どもたちの生活を正しく、明るく導くよう指導などをしてゆくための組織を持つことがたいせつでしょう。

子供の夜間外出に注意

こどもたちの夜間外出はとかく問題を起しやすいのです。ことしのお正月にもお宮詣りの帰りに女の子がいたづらされたり殺されたことが、就職や進学先でも好感を持たれます。

地域で生活指導組織を

春休みは万事が自由なため、子どもたちも浮かれやすい季節となります。また多くのひとびとの出入りも多いために、そうした人の影響も子どもたちにはかなりあると見なければなりません。そのような影響から子どもたちを守るためにもまた、生活の内容を豊かにさせるためにも、地域の方々がこぞって子どもたちの生活を正しく、明るく導くよう指導などをしてゆくための組織を持つことがたいせつでしょう。この組織もこれから新たにというのでなくこれまである子ども会活動を活発にするとか、あるいは子どもたちに健康で危険のない遊び場を与えるとか、その方法はいろいろあります。なにはともあれ地域の子どもを持つ親も持たない親も、地域の子どもとしても、力をあわせて育てるという心構えになることだと思います。

子どもを春の交通事故から守ろう

交通量が増えるのに従って交通事故も年々多くなっています。ことに春は幼稚園、保育園の入園や、小学校一年生の入学などあり、また中学校一年生が、なれない道を自転車通学するなど、あぶなさは益々高まっています。それに加えて、春という何となくうわついた気持も手伝ってか、これから交通事故が目立つ時期です。

こうした交通事故を防ぐには、家庭、学校、社会のみんなの協力がなくてはなりません。また「農村だから」と安心することはまことに遺憾不足といわなければなりません。では、子どもを交通事故から守るためにはどうすればよいでしょうか、まず、家庭では危険性の少い登下校の道を子どもにはつきりときめてやることです。危険な場所は実際に歩いてみてよい方法を考えるとか、また立て札を立てたり、部落の者で交代で交通整理をすることも考えられます。

一人で登下校するのでなく、友だちと集団で往きかえりできるよう学校と連絡をとつて、子どもの安全を守つてやることも効果があります。また平素から道路を歩く時は必ず右側を歩くとか、道路を横ぎる時は右左を確かめるなど、安全交通えの習慣をつけるようにし、子どもたちを交通事故から守つてやりましょう。

町広報係

秋穂港整備事業について

かねて懸案の秋穂港整備事業がいよいよ昭和三十五年度より着工の運びとなりました。

昭和三十五年度事業費は約三百万円の予定です。

写真は花香山より秋穂港を望む

話しあいの秘決

その一　集会をうまくやる〝コツ〟

話しあいの秘決とは！もしています。では私たち日本人はどうでしょうか、私たちは歩いたり、走ったりしますが、残念なことにはとかく考えるということにはなれていません。こうした問題をもっとくわしくみてみましょう。

修了者に対しては

一つの学年を終って次の学年と進むということの春休みは、ひとがいろいろ考えることがたいせつでしょう。この組織もこれから新たにというのでなくこれまである子ども会活動を活発にするとか、あるいは子どもたちに健康で危険のない遊び場を与えるとか、その方法はいろいろあります。なにはともあれ地域の子どもを持つ親も持たない親も、地域の子どもとしても、力をあわせて育てるという心構えになることだと思います。

卒業者に対しては

小学校、中学校、高等学校の卒業生は県下に九万六千人からおります。

これらは卒業式と同時に学校の手から一時的に離れた形におかれます。そして家庭でもこの時間だけは学校とは関係ないものだと思ってしまうようなことは、家庭である程度のことは大目に見てやらなければならないかも知れませんが、全くの野放しも大きな過ちをおかす道と続いていることを考えなくてはなりません。一度道のはいった子どもは、なかなかもと通りに引きもどすことは困難です。

親子でよく話しあおう

こうした子どもたちのゆつくりした春休みを利用して、これからさきの希望や、それをなしとげるための心構えなどについて、ゆつくり話しあい、安心して四月から出発できる心の準備をさせつでしょう。

地域で生活指導組織を

春休みは万事が自由なため、子どもたちも浮かれやすい季節となります。また多くのひとびとの出入りも多いために、そうした人の影響も子どもたちにはかなりあると見なければなりません。そのような影響から子どもたちを守るためにもまた、生活の内容を豊かにさせるためにも、地域の方々がこぞって子どもたちの生活を正しく、明るく導くよう指導などをしてゆくための組織を持つことがたいせつでしょう。

集会をうまくやる〝コツ〟